最終更新日：2015年12月18日
安永
代表取締役社長　安永　暁俊
問合せ先：管理本部経営企画部　0595-24-2122
証券コード：7271
http://www.fine-yasunaga.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、これからのグローバルな競争の中で、少数の優秀なリーダーがオフィサーとして意思決定をスピーディーに行なうことと、経営の効率性と同時に適法性、妥当性とのバランスを監視し、成果責任の追及を行なうなど継続的に企業価値を高めていくことのできる企業集団全体のコーポレート・ガバナンス体制を構築することであり、「公正さ」「公平さ」「迅速性」「適法性」「透明性」「情報開示力」等のキーワードを日々の業務の中で、全役職員に周知徹底し、具体的に組織運営を通じて実行していくことであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２－４】 株主総会における権利行使
機関投資家や外国人の株式保有比率を勘案しながら、検討していきます。

【原則３－１(v)】 情報開示の充実
社外取締役（監査等委員を含む）候補者の選任理由については、株主総会招集通知の株主総会参考書類に記載しております。平成28年の定時株主総会から、常勤の取締役を含め各候補者の選任理由について、株主総会参考書類へ記載することと致します。

【補充原則４－２－１】 取締役会の役割・責務（２）
経営陣の報酬は、基本報酬と業績連動報酬からなっております。自社株報酬の導入については、今後の検討課題と致します。

【補充原則４－８－２】 独立社外取締役の有効な活用
社外取締役は、取締役会において自己の知見、専門性、経験を踏まえて積極的に意見交換を行っており、また必要に応じて経営陣と話し合いの機会を持つなど、連携が十分図られていると考えているため、「筆頭独立社外取締役」を置く予定はありません。

【補充原則４－１０－１】 任意の仕組みの活用
監査等委員会設置会社に移行したことで、取締役会においては社外取締役より適切な助言を得ることができる体制にあると考えています。今後必要があると判断すれば、社外取締役がより適切に助言できる仕組みを検討します。

【補充原則４－１１－３】 取締役会の実効性確保のための前提条件
複数の独立社外取締役が加わることで、取締役会全体の実効性を担保していくように努めます。更に独立社外取締役の意見を取り入れることで、実効性を高めていきます。尚、分析・評価の実施および概要開示については、今後の検討課題と致します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４】 いわゆる政策保有株式
＜政策保有に関する方針＞
1）会社の持続的な成長と中長期的な企業価値を向上させるため、円滑な資金調達を目的に取引金融機関の株式を保有しております。また、資材の安定調達と協力関係の維持・強化を目的に、事業会社の株式を保有しております。
2）保有に関しては、中長期的な観点から合理性・必要性について、毎年、取締役会で検証を行います。
＜政策保有株式に係る議決権の行使についての方針＞
投資先企業の経営方針を尊重した上で、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するか否かを総合的に判断します。

【原則１－７】 関連当事者間の取引
1）子会社を含めた全役員およびその近親者との取引について、取引の有無に関する調査を毎年実施し、重要な事実がある場合、取締役会に報告します。
2）重要な取引が生じると想定される場合には、取締役会の承認を要することとし、必要があれば、監査等委員会に事前承認を求めます。

【原則３－１】 情報開示の充実
(i)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
企業理念、経営戦略、中期経営計画を当社ホームページ及び決算説明会資料にて開示しておりますので、ご参照下さい。
http://www.fine-yasunaga.co.jp

(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書のⅠの1「基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照下さい。

(iii)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
1）方針の内容
報酬体系は、基本報酬と業績連動報酬としております。基本報酬と業績連動報酬の構成比率や業績連動報酬の業績による変動幅等は、外部専門機関による取締役等の報酬調査データ等を勘案の上で決定しており、適宜その報酬体系・水準の見直しを行っております。
a)基本報酬
役位に基づく基準額に、各人の役割・職責を考慮して決定しております。
b)業績連動報酬
連結当期営業利益を指標として、役位に基づく基準額に各人の成果を反映して決定しております。ただし、監査等委員である取締役には、その役割と独立性の観点から支給しておりません。

2）決定方法
　取締役（監査等委員であるものは除く）の報酬は、株主総会で承認された取締役（監査等委員であるものは除く）報酬総額の範囲内において、その分配等について取締役会で決定しております。
　監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で承認された監査等委員である取締役の報酬総額の範囲内において、その分配等について監査等委員会で決定しております。

（iv）経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
1）代表取締役社長と管理本部長（人事部門担当責任者）は候補者案を審議し、取締役会に対して候補者（監査等委員であるものを含む）の推薦を行い、取締役会において、候補者の有する経験・知識・実績等を踏まえた上で、候補者案の指名を行っております。
2）代表取締役社長と管理本部長（人事部門担当責任者）は候補者案を審議するにあたり、以下の要素を検討しております。
　・経営陣幹部または取締役の資質、職務執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献するための資質と能力を備えていること

（v）経営陣幹部の選人と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
　　「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」の【原則3-1（v）】に記載の通りです。

【補充原則4－1－1】 取締役会の経営陣に対する委任の範囲の概要
1）取締役会は、法令、定款および当社関連規程の定めるところにより、経営上の重要な意思決定および業務執行の監督を行う機関と位置づけています。
2）業務の円滑かつ効率的な運営を図る目的で、決裁権限を明確にした社内規程を整備し、取締役会から経営陣に対して適切に権限を委譲し、責任と権限を明確にしております。

【原則4－9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
＜独立性判断基準＞
　当社は、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に従い、当社との取引関係、資本関係、人的関係及びその他の利害関係を勘案し、その有無を判断しております。
＜独立社外取締役の資質＞
　以下の2点の資質を重視して選定しております。
　1）経営上の案件に対して、自己の知見、専門性、経験を踏まえた助言・指導が行える資質
　2）取締役会等で、独立性・公正性を保って議論を客観的な立場で整理し、場合によっては再調査や反対の提案が行えることができる資質

【補充原則4－11－1】 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
1）当社の取締役会は、取締役(監査等委員であるものを除く)が8名以内、監査等委員である取締役は5名以内の規模で構成しております。取締役等は、【原則3－1（iv）】に記載した内容で選任を行っております。
2）社外取締役は、当社が定めた独立性基準を満たすものであり、それぞれが多様な専門性を有する人材を選任しており、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスには十分配慮しております。

【補充原則4－11－2】 取締役の兼務状況
　取締役（社外取締役を含む）の兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示を行っております。

【補充原則4－11－3】 取締役会全体の実効性についての分析・評価とその結果の概要
　「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」の【補充原則4－11－3】に記載の通りです。

【補充原則4－14－2】 取締役のトレーニング方針
1）当社は、新任取締役の就任時には研修を実施しております。また、取締役(監査等委員を含む)の全員を対象とした研修会を年1回以上実施し、知識や能力の向上を図っております。
2）職責や業務上必要な知識の習得を得るため、また時代の変化に応じた知識や情報を得ることで、当社の発展に寄与できることを目的に、外部セミナー等の参加を推奨し、その費用については会社に請求できることとなっております。
3）外部講師招聘による講習会を随時開催しております。
4）常勤監査等委員は、日本監査役協会の会員として部会活動に参加し、他の監査等委員と情報共有を図っております。

【原則5－1】 株主との建設的な対話に関する方針
＜基本方針＞
　当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主・投資家と建設的な対話を積極的に行うように努め、当社の経営方針や事業戦略を説明します。
＜IR体制＞
1）社長及び担当役員が、株主・投資家との建設的な対話の実現に向けて対応します。
2）経営企画部署をIR担当とし、株主・投資家・アナリスト等による取材への対応を行います。
3）IR担当は、総務、人事、経理部門等と適宜情報交換を行い、的確な情報を提供できるよう連携して対応します。
＜対話の手段＞
　機関投資家・アナリスト向けの決算説明会を年2回開催し、社長から経営戦略の概要や業績、事業の状況等に関して説明しております。
＜社内への報告＞
　株主・投資家から頂いた建設的な意見・要望については、取締役会等で報告し、今後の経営に活かしていきます。
＜インサイダー情報の管理＞
　インサイダー情報の管理につきましては、内部情報管理規程に基づいて管理し、インサイダー情報の漏えいを防止するよう取組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
有限会社YASNAG	2,151,020	16.62
安永社員持株会	689,100	5.33
安永暁俊	359,680	2.78

浅井裕久	355,300	2.75
名古屋中小企業投資育成株式会社	245,000	1.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	232,900	1.80
株式会社三菱東京UFJ銀行	230,000	1.78
株式会社百五銀行	160,000	1.24
株式会社りそな銀行	160,000	1.24
興銀リース株式会社	158,300	1.22

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安部美範	他の会社の出身者					△						
小路貴志	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安部美範	○	○	安部美範氏は、当社の取引先である、トヨタ自動車株式会社出身で、平成17年5月に退職しております。その後、トヨタグループのトヨタ自動車九州株式会社の業務執行者として在籍、平成23年6月より同社非常勤顧問に就任し、平成24年6月に退任されました。	安部美範氏は、製造、技術、経営等に係る豊富な経験や幅広い知見を有し、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準にも抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
小路貴志	○	○	――	小路貴志氏は、公認会計士及び税理士として培われた専門的な知識・経験等を、監査等委員である社外取締役として当社の監査体制に活かしていただけるものと考えております。また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準にも抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び専任の使用人は置いておりませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、内部監査部署等の所属社員に監査業務に必要な事項を指示することができるものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、実査および各部門からのヒアリング等を通じて得た情報を監査室と共有することで、監査業務に必要な事項を指示することができる体制を整えております。
また、子会社の取締役、使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス相談窓口への通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備しております。
監査等委員会と会計監査人の連携状況は、定例の会合として期初に監査等委員会と会計監査人の双方で監査計画についての会合を行っております。また、期末決算において会計監査人より監査結果の報告を受けております。定例会合以外にも会計監査人と常勤の監査等委員会との個別会合を必要に応じて開催し、双方の監査上の問題点など意見交換しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状、取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施しておりませんが、報酬は業績を考慮しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示しておりません。

なお、平成27年3月期において支払った報酬等の総額は、取締役7名に対して117百万円、監査役（社外監査役を除く）1名に対して14百万円、社外監査役2名に対して10百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬額の決定に関する方針は、役員報酬決定メンバーが、基本報酬金額と業績連動報酬金額をそれぞれの基準に基づき決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、経営企画部が社外取締役のサポートを行っております。
主に監査等委員会に関する情報伝達及び取締役会資料の事前送付等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1)取締役会
取締役会は、4名の取締役(監査等委員であるものを除く)および3名の監査等委員である取締役の合計7名で構成され、毎月1回定例開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。この体制により、少数の取締役による迅速な意思決定と適切な内部統制システムを構築し、更には独立性を保てる社外取締役を選任し、取締役会の役割として期待される監督機能のあるモニタリング型で、経営監視機能を強化しております。
(2)監査等委員会
監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名、非常勤の監査等委員である社外取締役2名（内、独立役員2名）の3名で構成されています。各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査方針、監査計画および業務の分担等に従い、取締役等からの業務執行内容の聴取、業務および財産の状況の調査、重要な会議への出席等により厳正な監査を実施しております。
(3)常務会
常務会は、取締役会の決定した基本方針に基づき、会社業務の執行に関する重要な事項を審議し、取締役社長の意思決定に寄与することを目的としており、必要に応じて適宜開催しております。
(4)経営会議
経営会議は、各部門の業務執行状況の報告および経営上の重要課題について審議・報告などを行い、迅速かつ効率的な経営管理体制の確立と内部統制機能の強化を目的として、取締役および部門長により、随時開催しております。
(5)会計監査の状況
会計監査につきましては、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。
業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人
公認会計士の氏名　安藤　泰行　（指定有限責任社員　業務執行社員）
　　久野　誠一　（　　同上　　）
　　所属する監査法人　有限責任あずさ監査法人
業務を執行した公認会計士の継続年数につきましては、全員7年未満であるため、記載を省略しております。
監査業務に係る補助者の構成
公認会計士　6名
その他　　5名
（注）その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は平成27年6月に「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行しました。移行した理由としては、従来より当社グループのガバナンスの強化と経営の透明性の向上を図ってまいりましたが、監査等委員会設置会社に移行することにより、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務の適法性、妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現し、コーポレート・ガバナンスを一層強化することで、国内外のステークホルダーの期待に、より的確に応えうる体制の構築が可能となると考えたためであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の皆様にご出席していただきたく、集中日を回避しております。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末と第2四半期累計期間の決算発表後に説明会を東京で開催し、代表取締役社長が決算説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算や業績報告の内容について、決算短信、決算説明会資料及び事業報告書等を掲載しております。 http://www.fine-yasunaga.co.jp/ir/library.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部がIR担当窓口となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程で遵守基準を明確化し、社員が遵守すべき具体的な行動基準を「安永社員行動規範」に定めております。
その他	当社の人事制度は、性別・年齢に関わりない公正な制度運用を行っており、女性の活躍促進に向けた職場環境の整備や風土づくりも積極的に推進しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成18年5月9日の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決定し、平成27年7月9日の取締役会決議にて一部改定いたしました。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、継続的な改善を図ってまいります。基本方針は下記のとおりとなっております。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
   (1)代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会(社外弁護士を含む)」を設置し、遵守に関する体制をコンプライアンス規程に定め、当社の企業理念及び基本方針に基づく「安永社員の行動規範」を制定する。
   (2)遵守の徹底と定着化を図るため、CSR推進部署を設け、コンプライアンスの取り組みを横断的に総括し、同部署が中心になりコンプライアンス教育・啓発を行う。
   (3)内部監査部署は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果はその重要性に応じ代表取締役及び監査等委員会に報告する。
   (4)社内及び社外の通報・相談・問い合わせシステムとして「コンプライアンス相談窓口」を設け、企業活動の健全性と適合を確保する。
   (5)反社会的勢力に対しては、「安永企業行動規範」及び「安永社員の行動規範」に基づき毅然とした態度で排除する。総務担当部署を反社会的勢力及び団体への対応統括部署とし、当該部署の担当役員を不当要求防止責任者とする。平素から警察、弁護士等の外部専門機関と関係を構築し、不当要求には外部専門機関と連携して組織的に対応する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
   (1)文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的方法(以下、文書等という)に記録し、保存する。
   (2)取締役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
   (1)リスク管理規程を定め、代表取締役社長を委員長とする「CSR委員会」を設置し、業務に係るリスクの管理は各部門・部署が実施する。
   (2)CSR推進部署は、全社のリスクを横断的に総括し、必要に応じて支援・提言を行う。
   (3)内部監査部署は、リスク管理の状況を監査し、その結果は、その重要性に応じ代表取締役及び監査等委員会に報告する。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
   (1)戦略や目標を定めた中期経営計画を策定し、その達成のための諸施策を年度事業計画に反映させ、予算化等を行い、月次の取締役会で取締役の業務執行状況の監視・監督を行う。
   (2)取締役会は、取締役及び社員が共有する全社的な目標に対するレビュー・分析、付議案件及び改善策の検討・指示など、多面的な議論・審議・決議を行う。
   (3)組織規程等により、各組織単位の職務権限及び意思決定のルールを定め、効率的な職務の執行を行う。
5. 当社及び子会社から成る企業集団(以下、当社グループ)における業務の適正を確保するための体制
   (1)当社グループにおける内部統制システムを構築し、当社にグループ各社全体の内部統制を担当するCSR推進部署を設け、当社グループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムにて管理・運営する。
   (2)当社及びグループ各社の取締役は、各部門及びグループ各社の業務施行の適正を確保する内部統制システムの確立と運用の権限と責任を有する。
   (3)当社はグループ各社を指導・育成するが、グループ各社の自主性を尊重しつつ事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。また、必要に応じてモニタリングを行う。
   (4)内部監査部署は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社及びグループ各社の取締役及び監査等委員会に報告する。
   (5)当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、虚偽記載が発生するリスクを管理し、不備があれば是正していく内部監査体制を強化する。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項
   (1)監査等委員会は、その職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、内部監査部署等の所属社員に監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。指示を受けた社員は要望された事項を実施し、その結果を直接監査等委員会に報告する。
   (2)監査等委員会より指示を受けた社員は、その指示に関して、監査等委員以外の取締役及び所属部署責任者等の指揮命令を受けないよう独立性を確保する。
   (3)監査等委員会の職務を補助すべき内部監査部署等の所属社員の人事異動については、監査等委員会の同意を要するものとする。
7. 監査等委員会の上記使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
   (1)監査等委員会は、実査及び各部門からのヒアリング等を通じて得た情報を内部監査部署と共有することで、監査業務に必要な事項を指示することができる体制を整備する。
   (2)内部監査部署に、監査等委員会の指示に基づいた調査に関する権限を認める。
8. 当社の監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びに子会社の取締役、使用人が監査等委員会に報告するための体制
   (1)当社の監査等委員以外の取締役または使用人並びに子会社の取締役、使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス相談窓口への通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
   (2)報告の方法については、取締役会等の重要会議を通じて監査等委員会に定期的に報告を行うほか、重大な影響を及ぼす事項については、取締役並びに子会社の取締役は直ちに監査等委員会に報告する。
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
   (1)当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの監査等委員以外の取締役及び社員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する旨をコンプライアンス規程に明記する。
   (2)「コンプライアンス相談窓口のお知らせ」等を通じて、不利な取扱いを行わない旨を当社グループの取締役及び社員に周知徹底する。
10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
   (1)監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、監査計画等に応じて予算枠を設ける。
   (2)監査等委員がその職務の執行に関して生ずる費用や外部の専門家を利用した場合の費用については、費用の前払や償還の請求があったとき、速やかに応じるものとする。
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
   (1)監査等委員は、意思決定の過程及び業務執行状況を把握するために、取締役会等の重要会議に出席する。また、必要に応じて文書等閲覧し、監査等委員以外の取締役または使用人にその説明を求めることとする。
   (2)監査等委員会及び監査等委員は、代表取締役、監査法人、内部監査部署とそれぞれ定期的、または随時に意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

前項目の第1条第5項に記載しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

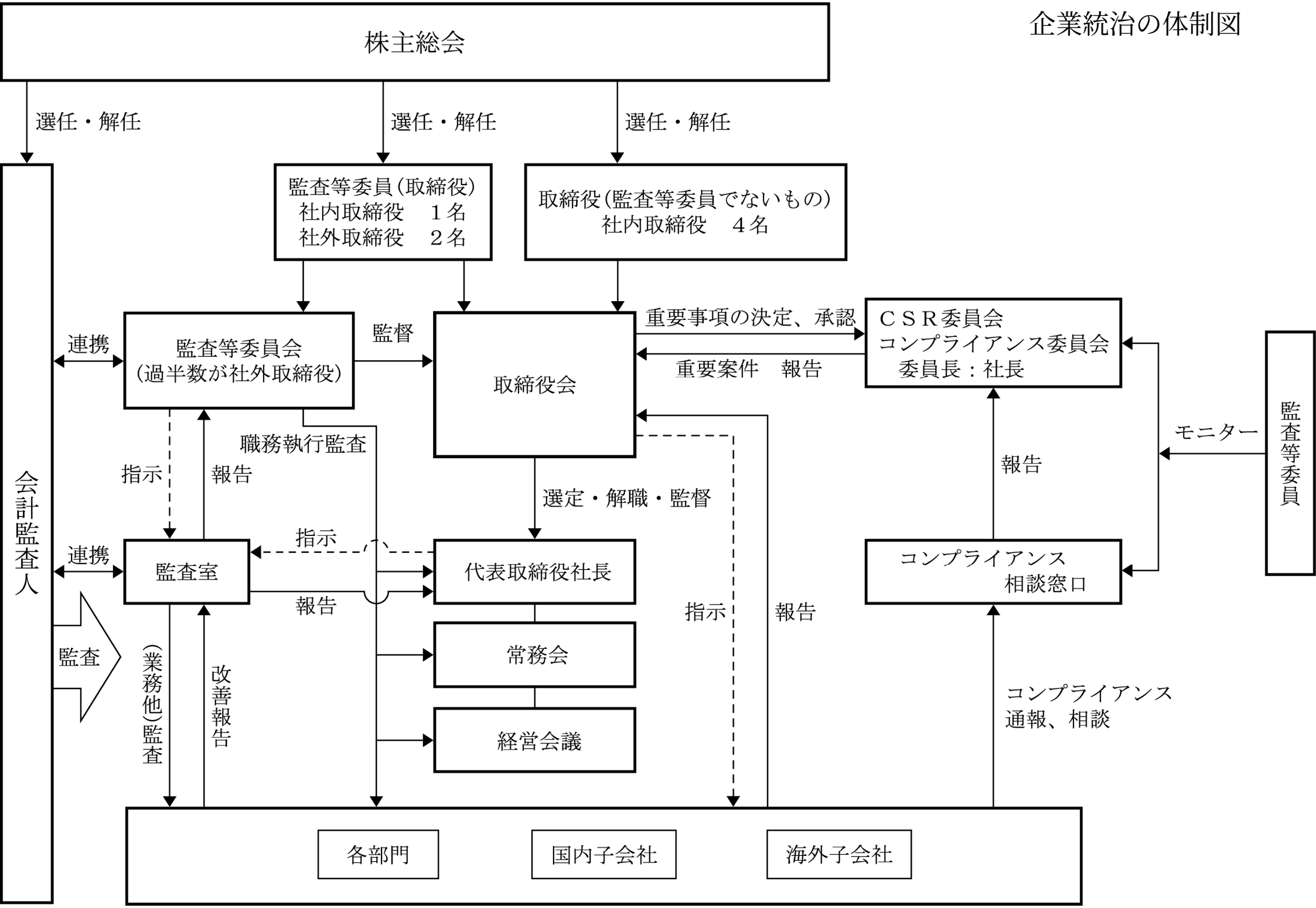
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に係る基本方針
　当社は、「安永社員の行動規範」を制定しており、その中で「企業情報を公正・公平かつタイムリーに開示します」と宣言しております。また、「社会に信頼される企業市民」を目指し、株主・投資家・顧客・取引先・社員等すべてのステークホルダーに対し、的確かつ迅速な企業情報の開示に努めております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況
　当社は、公正・公平な適時開示を行うため、情報取扱責任者の下で、主管部署である経営企画部の部長（主管責任者）が一元管理する体制をとっております。
　主管責任者は、各情報を金融商品取引法及び証券取引所の定める適時開示規則に基づいて、その情報の重要性及び適時開示の必要性を判断しており、速やかに適時開示しております。

適時開示に係る社内体制図は別紙のとおりです。

企業統治の体制図


株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監査等委員（取締役）
社内取締役　１名
社外取締役　２名
取締役（監査等委員でないもの）
社内取締役　４名
会計監査人
連携
監査等委員会
（過半数が社外取締役）
監督
取締役会
重要事項の決定、承認
重要案件　報告
ＣＳＲ委員会
コンプライアンス委員会
委員長：社長
監査等委員
モニター
報告
職務執行監査
指示
報告
選定・解職・監督
連携
監査室
指示
報告
代表取締役社長
常務会
経営会議
指示
報告
監査
（業務他）監査
改善報告
コンプライアンス
相談窓口
コンプライアンス
通報、相談
各部門
国内子会社
海外子会社

（別紙）

適時開示に係る社内体制図

